

岩手県告示第 573 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により、和賀中央土地改良区（北上市）、更木島東部土地改良区（北上市）、鬼柳土地改良区（北上市）、和賀川土地改良区（北上市）及び千貫石土地改良区（金ケ崎町）の合併を認可した。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 岩手中部土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 和賀中央土地改良区、更木島東部土地改良区、鬼柳土地改良区、和賀川土地改良区及び千貫石土地改良区